

入札説明書

丹波年輪の里木の館空調設備設置工事に係る一般競争入札(以下「本件工事に係る入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札書等の提出方法

本件工事の入札に係る入札参加申込み及び入札書等の提出は紙によるものとする。

2 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)第 81 条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録されている者であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日(以下「申込期限日」という。)を基準日とする。

(1) 資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規程に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。
- ② 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- ③ 入札公告において格付等級を定めている場合にあつては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の格付等級が、入札公告に示すものであること。
- ④ 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

(2) 配置技術者の要件

- ① 入札公告に示す技術者を、建設業法第 26 条の規定により適正に配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落

札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に定める金額未満である場合は、この限りではない。

- ③ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工場現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

(3) 現場代理人の要件

- ① 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であること。

- ② 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

3 入札参加の手続

- (1) 本件工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、入札参加申込書及び入札公告に示す入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を入札公告に示す提出先まで持参又は郵送(簡易書留)により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 申込書の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申込書は、返却しない。
- (5) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として申込者の差替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の確認

- (1) 提出された入札参加申込書及び資料により入札公告に示す入札参加申込書及び資料の提出期限の日(申込期限日)をもって入札参加資格を確認する。

なお、申込期限日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期限が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後に契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書の確認を行うので、それまでの間、入札参加資格の確認を保留する。

- (2) (1)の確認結果は、入札公告に示す日までに通知する。
- (3) (2)において入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

5 入札保証金

不要

6 入札手続等

(1) 入札に関する条件

- ① 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- ② 入札書又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
- ③ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ⑤ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- ⑥ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ⑧ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ⑨ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。
- ⑩ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。

- ⑪ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

イ 初度の入札において上記①から⑦までの条件に違反し無効となった入札者のうち①、③又は④に違反し無効となったもの以外の者

- ⑫ 落札金額が 200 万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- ② 開札時において入札参加資格のない者のした入札

- ③ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ④ 下記9で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

(3) 入札に際しての注意事項

- ① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- ② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- ③ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- ④ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

- ⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

- ⑥ 入札書は、入札公告に示す期日・場所において、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。
- ⑦ 入札書(封書)を入札書に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ⑧ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の返信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 上記4(1)により入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (5) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

8 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後、直ちに当該誓約書を提出し、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

9 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 発注者を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

10 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ① 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
 - ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の

特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)②に掲げる下請負人である場合において、アに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

11 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合には、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、次のア、イを発注者に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (6) 入札結果については、落札決定後、（公財）兵庫丹波の森協会で落札決定日の翌日までに公表する。